

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号の規定により、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設を次のとおり登録したので、同令第20条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和2年4月14日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 養成施設の名称及び所在地

(1) 名 称 静岡県立大学食品栄養科学部栄養生命科学科
静岡県立大学食品栄養科学部環境生命科学科

(2) 所在地 静岡市駿河区谷田52番1号

2 登録年月日

令和2年3月11日

3 適用年月日

令和2年4月1日以降の入学者の養成について適用する。